

◎ 高齢者世帯がお住まいの戸建住宅(貸家を含む)と賃貸アパートの補助金の優遇措置

- ◇ 高齢者世帯とは、次のいずれかに該当するものを指します。
 - ① 70歳以上のひとり暮らしの世帯
 - ② 70歳以上の方とその配偶者で構成されている世帯
 - ③ 70歳以上の方とその兄弟姉妹で構成されている世帯
 - ④ 70歳以上の方とその親で構成されている世帯
 - ⑤ ②または③の世帯とその親で構成されている世帯

- ◇ 高齢者世帯が引き続き2年以上お住まいの建物、又は荒川区高齢者住み替え家賃等助成事業により補助金の交付を受けた高齢者世帯が居住していた建物(高齢者世帯転居後5年以内)の場合は、次のとおり補助限度額が2倍になるなど補助金の優遇措置があります。

- ◇ 建物所有者は耐震建替え後の建物の各住戸の専用床面積を25㎡以上となるように努め、高齢者世帯が入居することが確認できる書類のご提出が要件となります。

● 耐震補強設計支援事業

戸建住宅 ⇒ 設計費の2/3 (限度額 30万円)

賃貸アパート ⇒ 設計費の2/3 (限度額 50万円)

● 耐震補強工事支援事業

戸建住宅 ⇒ 工事費の4/5 (限度額360万円)

賃貸アパート ⇒ 工事費の4/5 (限度額500万円)

● 耐震建替え工事支援事業

戸建住宅 ⇒ 工事費の4/5 (限度額400万円)

賃貸アパート ⇒ 工事費の4/5 (限度額500万円)